

## 付 議 第 6 号

### 地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号）の成立に伴い、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）が一部改正されたため、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

30 高行管第 147 号  
平成 30 年 8 月 29 日

高知県教育長 伊藤 博明 様

高知県知事 尾崎 正直



事務委任の協議について

貴委員会への事務委任について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、その事務の委任の内容を別紙のとおり改めることについて協議します。なお、委任事務等の内容は下記のとおりです。

記

1 委任事務

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）に関する次に掲げる事務

特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの届出の受理（法第 31 条第 3 項（法第 32 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 32 条第 3 項並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）第 30 条（府令第 32 条において準用する場合を含む。））

2 改正理由

第 8 次地方分権一括法の成立による法の改正に伴い、委任事務の内容を変更する必要性が生じたため。

3 改正年月日

平成 30 年 9 月 27 日

-----  
告 示  
-----

高知県告示第 号

平成27年3月高知県告示第160号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成30年9月27日から施行する。

平成30年 月 日

高知県知事 尾崎 正直

1の(3)中「協議」を「届出の受理」に改める。

告 示

◎告示（地方自治法第180条の2の規定  
に基づく知事の権限に属する事務の委  
任）の一部改正

（行政管理課）

新 照 表

旧

対

新

照

表

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の  
委任 (抜粋)

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の  
委任 (抜粋)

- 1 委任する事務
  - 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)  
に関する次に掲げる事務
    - (1)・(2) 略
    - (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの  
届出の受理 (法第 31 条第 3 項 (法第 32 条第 2 項において読み替え  
て準用する場合を含む。)) 及び第 32 条第 3 項並びに子ども・子育  
て支援法施行規則 (平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」とい  
う。)) 第 30 条 (府令第 32 条において準用する場合を含む。))

- 1 委任する事務
  - 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)  
に関する次に掲げる事務
    - (1)・(2) 略
    - (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定等に係る市町村長からの  
協議 (法第 31 条第 3 項 (法第 32 条第 2 項において読み替えて準用  
する場合を含む。)) 及び第 32 条第 3 項並びに子ども・子育て支援  
法施行規則 (平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。))  
第 30 条 (府令第 32 条において準用する場合を含む。))

3

2・3 略

2・3 略

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案説明

(1) 協議の内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、子ども・子育て支援法が一部改正され、特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議が事後届出に見直されたことから、委任の内容を改めようとするものである。

※参考

・特定教育・保育施設

市町村から確認を受けた給付（公費）の支給対象となる認定こども園、幼稚園、保育所

・利用定員の設定

給付費算定の基礎となるもの。

市町村が、施設からの申請に基づき、給付対象施設として利用定員を設定し、給付対象施設として確定（確認）することで給付の対象となる。

市町村は、市町村子ども子育て支援事業計画（幼児期における教育・保育等の需給計画）に照らし、1号認定、2号認定、3号認定ごとに定員を定め、確認を行った施設に対して給付費を支払う。

(2) 改正年月日

平成30年9月27日

参考資料2

第8次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【15法律を一括改正】（※2法律重複）

A 地方公共団体への事務・権限の移譲（3法律）

- ・ 毒物又は劇物の原体の事業者の登録等に係る事務・権限を国から都道府県へ移譲（毒物及び劇物取締法）
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律※、子ども・子育て支援法※）

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（14法律）

- ・ 被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化（災害対策基本法）
- ・ 災害援護資金の貸付利率（現行3%）について、市町村が条例で設定できるよう見直し（災害弔慰金の支給等に関する法律）
- ・ 幼保連携型認定こども園に係る居室床面積基準の標準特例（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律※）
- ・ 保育所等の利用定員の設定・変更手続の見直し（子ども・子育て支援法※） ←
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の登録削除要件の見直し（介護保険法）
- ・ 准看護師試験について、都道府県から指定試験機関への事務委託を可能に（保健師助産師看護師法）
- ・ マイナンバー制度による情報連携の項目追加等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等）
- ・ 競輪開催に係る届出の都道府県経由を廃止（自転車競技法）
- ・ 不動産鑑定士試験受験申込の都道府県経由を廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

改正法律一覧（15法律※）

※2法律重複

A 地方公共団体への事務・権限の移譲（3法律）

〔毒物及び劇物取締法〕

①毒物又は劇物の原体の事業者の登録等に係る事務・権限を国から都道府県へ移譲

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律※、子ども・子育て支援法※〕

②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（14法律）

〔災害対策基本法〕

①被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化

〔災害弔慰金の支給等に関する法律〕

②災害援護資金の貸付利率（現行3%）について、市町村が条例で設定できるよう見直し

〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律※〕

③幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所と同様に一部地域において「従うべき基準」から「標準」に緩和

〔子ども・子育て支援法※〕

④特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出に見直し ←

〔介護保険法〕

⑤介護支援専門員（ケアマネジャー）が専門員証の交付を受けずに業務を行った場合に都道府県が行う登録削除要件の見直し

〔保健師助産師看護師法〕

⑥准看護師試験について、都道府県から指定試験機関への事務委託を可能とする

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〕

⑦予防接種法による予防接種の実施等の事務処理において、マイナンバー制度による情報連携の項目を追加

〔児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法〕

⑧マイナンバーを利用した地方税関係情報の情報連携を可能とするとともに、入所措置等の費用徴収に関する事務処理において、行政機関が本人等の収入状況に関する報告を求めることを可能とする等の規定を整備

〔自転車競技法〕

⑨競輪開催における市町村から国（経済産業大臣）への届出に係る都道府県経由の義務付けを廃止

〔不動産の鑑定評価に関する法律〕

⑩不動産鑑定士試験における受験者から国（土地鑑定委員会）への申込みに係る都道府県経由の義務付けを廃止

③ 幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所と同様に一部地域において「従うべき基準」から「標準」に緩和（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

幼保連携型認定こども園の居室の床面積基準について、現在、保育所に対して適用されている「従うべき基準」から「標準」への緩和と同様の特例措置を設けることにより、大都市圏を中心とした一部地域（※）において独自の基準設定が可能となり、待機児童の解消に資する。

※保育所の特例措置は待機児童数や住宅地の公示価格を要件として指定

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

保育所は、大都市圏を中心とした一部地域で、「標準」として独自の基準設定が可能



幼保連携型認定こども園においても、保育所と同様に独自の基準設定が可能に

④ 特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出に見直し（子ども・子育て支援法）

特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を廃止し、事後届出とすることにより、市町村における迅速な利用定員の設定・変更及び都道府県の事務負担の軽減に資する。

※特定教育・保育施設：施設型給付費の支給対象となる認定こども園、幼稚園、保育所

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

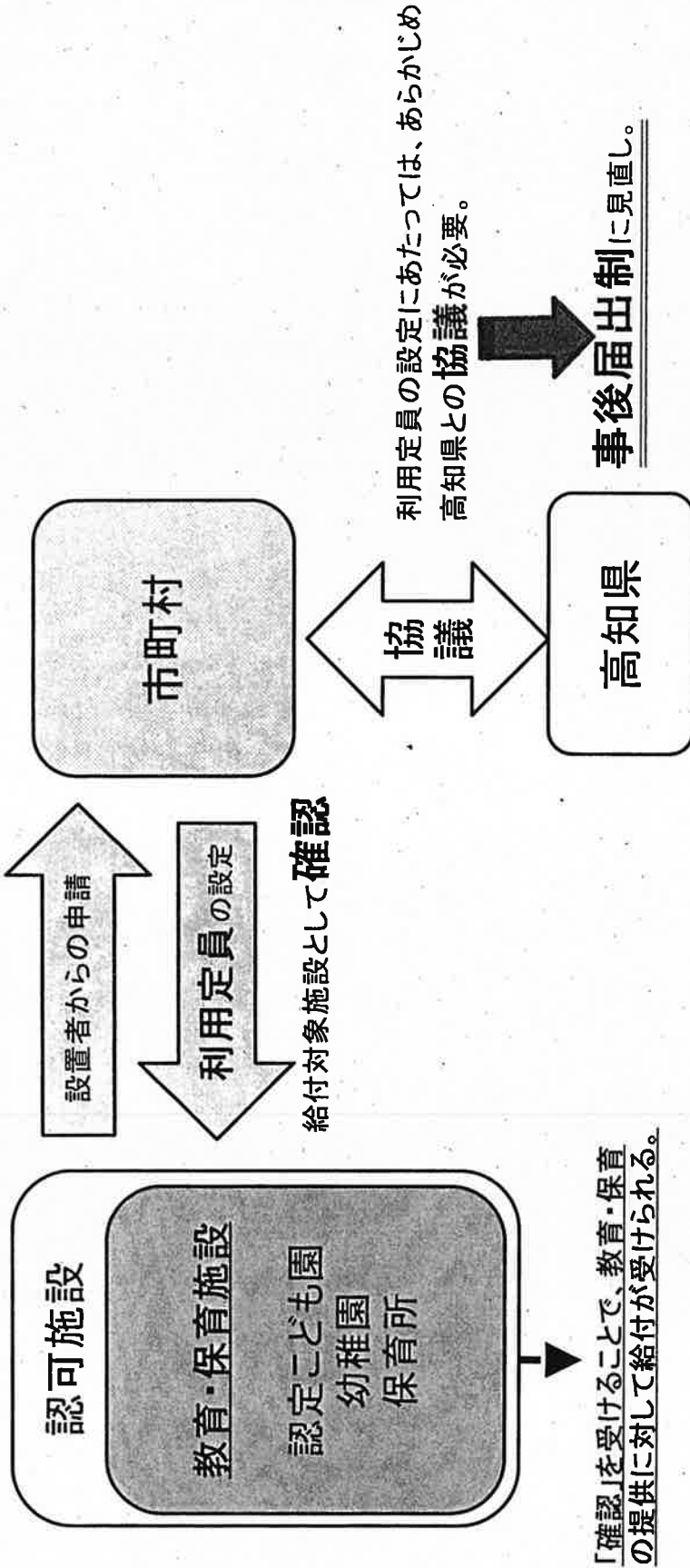
市町村長から都道府県知事への協議が必要



事後届出に見直し

## 確認制度の概要

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園、幼稚園及び保育所は、市町村の「確認」を受け、学校教育・保育の提供について給付による財政支援の対象となる。



「確認」を受けることで、教育・保育の提供に対して給付が受けられる。

